

令和 7 年度

施 政 方 針

高 畠 町

— 令和 7 年度 施政方針 —

目 次

◆令和 7 年度町政運営の基本的な考え方

1. はじめに	1
2. 町政の運営方針	2

◆令和 7 年度 町政の主要施策

① 人が元気なまちづくり	3
② 産業が元気なまちづくり	8
③ 安全・安心なまちづくり	11
④ 効率的な行財政運営	15

◆結びにあたって	17
----------	----

◆令和7年度 町政運営の基本的な考え方

1. はじめに

令和7年乙巳の年を迎えました。「再生や変化を繰り返しながら柔軟に発展していく」年といわれております。そして、昭和から100年、戦後80年を迎える年でもあります。

全世界が新型コロナウイルス感染症克服のため一丸となって立ち向かって以後、一致団結したはずの世界は、自国の利益や繁栄を優先する考え方が先行し、自国第一主義をとる政権が各国で多くの支持を得るなど、個人を優先する考え方が先行しているような風潮となっています。また、ウクライナでの紛争等は長期化しており終息が見えない状況です。

日本において、私たちの生活に潤いと彩りを与えてくれる四季は、災害級の酷暑や降雪、大型台風の相次ぐ上陸、そして花粉の飛散や熱中症対策など、季節の移ろいを楽しむどころではなくなっています。また、令和の米騒動のようなことが起こり、穏やかに日々の生活を送っていくことさえ簡単ではない状況となっています。

今を生きる私たちは、自分の身の回りを整えることで精一杯な状況であっても、「再生や変化を繰り返しながら柔軟に発展していく」世界を実現し、安寧で心安らかに過ごせる日々が未来にも続いていくことを願ってやみません。

さて、内閣府が提供している地方経済分析システムRESASによると、今から15年後となる令和22年には高畠町の総人口が1万6千人台となり、今より生産年齢が約3千人減少し、老年人口と現役世代がほぼ同数となる状況が予測されております。「人口減少」が私たちの生活へ及ぼす影響は計り知れず、何もしなければ、社会を支えている産業の維持は厳しくなり、地方においては、より一層その傾向が強まることが予想されます。

困難な状況においても持続可能な社会を築いていくためには、単に人が増えればいいということではなく、人口減少社会や困難な情勢に対応した新たな仕組みを構築する必要があります。1月の国会において石破総理は、「地方創生」を国づくりの核心に掲げました。人口減少社会の現状を受け入れながら、そのスピードを鈍化させるために努力し、地方にあっても高畠町に住む一人ひとりが、未来への明るい展望を持ち、自己実現が可能であるよう、町民の皆さまと共に歩みを進めていきたいと考えております。

本年は、明治28年12月「高畑町」として町制を施行して以来130周年、また昭和29年から昭和30年4月までに町村合併し、現在の「高畠町」が誕生して以来70周年の年を迎えます。先人から受け継いだ文化や伝統、育まれてきた地域資源、先駆的な取組みが生まれる気風など、これら一つひとつに誇りを持ち、次世代へ受け継いでいけるよう、今も未来も一人ひとりが「しあわせ」を感じられる持続可能なまちづくりの実現に向けて、町民の皆さまと共に、取組みを進めてまいります。

2. 町政の運営方針

令和7年度は、第6次総合計画の後期計画期間2年目となります。計画期間の後半を迎え、あらゆる世代が幸せになるまちづくりを進め、各目標の達成に向けて施策を進める中において、特に若い世代へ向けての施策を引き続き積極的に展開していきます。

そして、町が有するひと・もの・自然・文化などの地域資源を大切にそして積極的に活用し、限られた予算の中でも効果的な施策の展開を進め、人や産業が元気で、町民一人ひとりが「しあわせ」を実感できるまちづくりを戦略的に進めてまいります。

施策を推進するための重要な視点

令和7年度における主要施策の展開については、第6次高畠町総合計画とそれに関連する各種計画を着実に推進し目標達成を確実なものとするため、以下の4つの視点を各施策や事業を実施するにあたっての「重要な視点」として掲げ、主要施策を展開してまいります。

視点① 人が元気なまちづくり



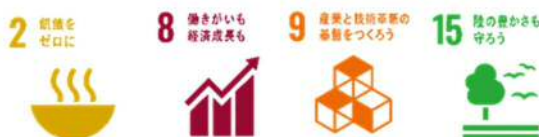
人口減少の加速を緩和し、少子化に歯止めをかけるための対策について、引き続き優先的に進めるべき課題として取り組んでいきます。若い世代が町に暮らし続け、結婚を望み、安心して子どもを産み育てられる環境整備をハード、ソフト両面から総合的に支援していきます。併せて、子ども達のあらゆる成長過程において支援し、親世代の子育て及び子どもの成長の場として町が最適な環境であるよう、取組みを進めていきます。

未来の地域社会を担う子ども一人ひとりの「育ち」を地域全体で応援するため、最適な教育環境の構築に向けた検討や人間性豊かな人材を育む教育施策を展開してまいります。

また、町の活性化には、若者の力やひとやものの交流が欠かせないことから、若者応援や移住定住支援も進めてまいります。

そして、人が元気であるためには健康や食、豊かな心が重要であるという視点を持ち、施策を進めてまいります。

視点② 産業が元気なまちづくり



物価高騰の長期化や、賃上げの動きの拡大、そして慢性化する人手不足など地方経済を取り巻く環境は、経済の完全な回復を妨げる要因ともなっております。経済の回復のため、中小企業や小規模事業所への支援、多業種交流による産業振興を行ってまいります。

また、観光資源や文化的資源の整備と活用、インバウンドや国内観光者増加への取組み

を推進していきます。そして、農業の担い手支援や生産基盤の強化を図り、農林業の振興を行ってまいります。

さらに、ブランド戦略やふるさと納税活用による地域経済の活性化を推進し、企業誘致についても情報収集など積極的に進めてまいります。

視点③ 安全・安心なまちづくり

自然災害の発生前に被害を最小化するための対策を講じておく「事前防災」の視点で町全体の防災力の向上を図ります。また、インフラの計画的な整備により、生活基盤の整備促進を進めてまいります。

新庁舎開庁を5月に控え、スムーズな移行と行政サービスの向上に努めてまいります。

カーボンニュートラルの実現は、持続可能なまちづくり、そして地球に住む私達の共通の課題であります。脱炭素社会実現に向けた取組みを進めてまいります。



視点④効率的な行財政運営

多様化、複雑化する行政課題及び、公共施設等の計画的な更新や修繕に対応できる予算の確保のため、全職員をあげて財政基盤強化のための収支改善に取り組んでまいります。

限られた予算と人員の中であっても、町民サービスの質を低下させることなく、施策を効果的に進めていくため、行政事務の積極的なDX推進、歳入予算の積極確保等を行ってまいります。

◆令和7年度 町政の主要施策

《人が元気なまちづくり》

○子育て応援

【相談支援体制の強化】

安心して子どもを生み育てることができる環境づくりには、家庭や職場、さらには地域全体で取り組むことが必要です。「全てのこどもが『しあわせ』を実感できるまち」をめざし、新たな課題にも対応しながら、誰一人取り残すことのない相談・支援体制を構築してまいります。その指針となる「高島町子ども・子育て支援事業計画」は、令和7年度から第3期計画期間がスタートします。国の「こども大綱」も踏まえながら、着実な推進を

めざしてまいります。

そして、妊娠から子育てまで、児童福祉と母子保健機能の一体的な支援を図るため、令和6年度から開設した「こども家庭センター」を核として、支援を要する子どもや妊産婦等へのサポートプランを作成するなど、支援体制の充実・強化を図りながら、切れ目ない細やかな支援を行ってまいります。

【妊娠期から子育て期の支援】

開設から2年が経過した病児保育施設「まほろん」については、利用者数も順調に推移しており、子育てと就労の両立支援として保護者が安心して働くことができるよう、今後も安全で安定した運営を図ってまいります。

保育料について、0歳児から2歳児までの第3階層及び第4階層及び第3子保育料の無償化を引き続き実施してまいります。

さらに、令和7年度からは多くの割合を占める第5階層の保育料負担軽減にも取り組み、より一層子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

また、子どもの医療費無償化についても、0歳から高校3年生に相当する18歳まで無償化を継続して実施し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

そして、「こども未来戦略方針」に基づき、国が昨年10月に拡充を行った児童手当の支給についても引き続き円滑な実施を図ってまいります。

町が主体となって運営委託している放課後児童クラブについては、支援員の処遇改善や施設整備等の課題にも対応しながら、安定的な運営体制を構築してまいります。

屋内遊戯場「もっくる」は、町内外から多くの親子連れが訪れる施設となっております。保育士による子育て相談や交流の機会を通し、子育て支援の拠点としての役割を引き続き担ってまいります。

○若者応援

【地域全体で子どもや若者を応援するまちづくりの推進】

社会全体で早急に解決すべき重要な課題である児童虐待問題に対応するため、児童相談所や警察等の関係機関との連携を強化するとともに、子どもの権利擁護の観点からも、未然防止と根絶に向けた取組みと、子どもから若者まで切れ目のない支援体制づくりを推進してまいります。

【少子化対策】

結婚を望む若者を応援するため、結婚相談所入会時の初期費用や成婚料の助成を引き続き行ってまいります。また、出会いの機会づくりなどに取り組む団体への支援及び結婚サ

ポーターの拡充についても引き続き実施してまいります。

少子化に歯止めがかからない要因として、未婚化や晩婚化の進展、若者の結婚や出産に関する意識の変化、育児に対する経済的な負担の増大、男女別賃金格差の存在、育児や家事に対する女性の負担が大きいことなど複合的な要因があり、直接的に解決できるものではありません。

少子化に歯止めをかけるため、一つひとつの課題に対して向き合いながら、課題解決に資する施策を総合的に展開してまいります。

【教育環境の充実】

全ての子どもの学びを保障するため、家庭、地域及び関係機関と連携を図りながら、時代の要請に応える教育環境の整備・充実に努めてまいります。

また、不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の対応や特別支援教育の充実など、複雑かつ多様な家庭に適切に対応することができるよう、教師の指導力向上を図るとともに学校を中心として家庭、地域及び関係機関が連携した指導体制や相談体制の整備・充実に努めてまいります。

学校教育のデジタル化については、子どもたちが「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、情報活用能力を含む持続可能な社会の形成に参画するための資質・能力の育成に努めてまいります。また、ICTの適切かつ安全な活用に向けた教職員のICT活用指導力の向上、情報モラル教育の充実など、教育課題の克服に取り組むと共に、校務のDX化を推進することによる教職員の働き方改革を進めてまいります。

中学校の部活動は、令和8年度から、原則休日の部活動を地域展開する方向で検討を進めています。子ども達のやりたいことやチャレンジに応えられる環境の整備に向け、地域及び保護者そして関係機関との連携や協力により進めてまいります。

子どもたちに提供している小中学校の給食は、近年の物価や人件費の高騰で年々経費が上昇していますが、負担いただく給食費を値上げすることなく提供できるよう、引き続き負担軽減を図ってまいります。加えて、児童生徒の第3子以降の無償化についても継続して実施してまいります。

【食育】

食を取り巻く環境は、家族形態やライフスタイルの多様化に伴って、生活習慣病の増加や食を大切にする意識が薄らぐなど、健やかな暮らしが維持し難い状況となっております。

有機農業や学校給食への地産農産物の提供、食生活の改善運動などを通して、子どもたちが自分たちの町で生産された農産物を自分たちが食べることでできる喜びを認識し、食が、心身共に豊かで健康な体を育むという考えのもと、取組みを推進していきます。

【高畠高校支援】

町内唯一の高校である山形県立高畠高等学校は、地域の教育資源というだけではなく、町の将来を支える人材の育成機関としての側面、そして、町の玄関口となるＪＲ高畠駅周辺の賑わい創出など、高校の存続はまちづくりの根幹に大きな影響を及ぼすこととなります。一方で、高畠高校の教育内容の魅力を高め、県内外からの入学生を増やすことは、地域活性化にもつながることとなります。

県内外の多くの若者から選ばれる魅力ある高校となるよう、就学や通学のための支援及び、高校の魅力が向上する取組みを引き続き積極的に進めてまいります。

○文化・スポーツ振興

【図書館の充実】

「第２次高畠町子ども読書活動推進計画」に基づき、児童・青少年向けの図書を重点的に収集し、若い世代が感性を磨き、想像力や表現力が豊かなものになるための活動を推進します。また、調べ学習や調査相談（レファレンス）業務に対応するための資料収集と提供、郷土資料の収集と保存にも努め、図書館機能の充実を図ってまいります。

【文化施設の整備】

歴史公園の整備を通して心に潤いのある地域づくりに取り組みます。史跡の環境整備や文化財の修復や管理、国史跡である日向洞窟総括報告書の作成に努め、文化財の保護を図ってまいります。また、郷土資料館や考古資料館での企画展開催などを通して、全国へ高畠町の歴史や文化の発信に努めてまいります。

【スポーツ振興】

「高畠町スポーツ推進計画」に基づき、「町民一人１スポーツ・生涯スポーツの定着」をめざしてまいります。特に、幅広い年代がスポーツに親しめるよう、モルックなどニュースポーツの体験機会を増やし、健康寿命の延伸を推進します。

○移住定住支援

【移住定住支援】

移住定住者（世帯）への支援制度として、移住定住促進事業を今年度も引き続き実施してまいります。この支援により、町に転入し住宅を購入する方や町内賃貸等から新たに住宅を購入する方へ助成を行うほか、さらに、新婚世帯や子育て世帯等への加算額を設け、若者への支援の充実を図り、移住者の促進を推進してまいります。

【関係人口の拡大】

人口減少が進行し、各分野における地域の担い手不足が懸念されている中、地域やそこに住む人々に多様な形で関わる人々を「関係人口」として新たな地域の担い手や地域の力にしていく取組みを推進してまいります。

また、熱中小学校の取組みや、住民票異動や転校の手続きを経ることなく他地域から町内小学校へ通学する制度実施などにより、関係人口の創出や二地域居住、そして町内への移住者増加につなげられるよう進めてまいります。

加えて、横浜市栄区、東京都墨田区、東京都港区などと良好な相互交流を維持するとともに、首都圏の大学や県内の大学と連携したまちづくりの取組みを町内の教育機関とも連携しながら実践してまいります。この取組みを通して地域の活性化や人材の育成につなげてまいります。

○町民に寄り添った医療、福祉体制の充実

【福祉のまちづくり】

第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画は2年目となります。基本理念である「気づき つながり 支え合う 笑顔にあふれる まち」の実現に向け、ますます複雑化・複合化するニーズに対応し、子どもや高齢者、生活困窮者など属性や世代を問わない重層的な支援体制を整備するため、具体的な事業も展開しながら、関係機関と一体的に取り組んでまいります。

障がい者福祉については、第4期障がい者プランの2年目となります。障がい者の自立支援と社会参加を促進し、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくりを実現してまいります。

高齢者福祉については、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の2年目となります。住み慣れた地域でいきいきと互いに支え合いながら、人生の最期まで自分らしく暮らしていけるよう、介護保険事業の円滑な推進と住まいや医療、介護と予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実と強化に継続して取り組んでまいります。

○健康支援、心身ともに健康な身体づくりへの支援

【健康づくり・医療】

「健康で長生きできる町」をめざし、「第3次高島町健康増進計画」を策定し、生活習慣病予防や重症化予防など、地域全体で取り組む健康づくりを推進してまいります。

さらに、増大する社会保障費抑制の観点から、生活習慣病への対策は、医療費の適正化を図るうえで重要な課題であります。特定健康診査等の受診率向上を図り、生活習慣病の発症、重症化を予防する取組みを進めるとともに、運動習慣定着化の取組みを推進し、健

康寿命の延伸と医療費抑制をめざしてまいります。

【公立高畠病院】

公立高畠病院は、昭和 23 年に設立し、現在は内科や外科など 8 科目の外来診療と、130 床の入院ベッドを有し、地域医療の拠点として、町の皆さまから信頼される病院づくりに努めてまいりました。令和 7 年度も、更なる医療の質の向上に努め、地域の皆さまに信頼される持続可能な病院経営の実現をめざしてまいります。

医師不足や急激に進展する人口減少により、地方の医療機関は減少の一途にある状況であり、高畠病院も医師確保や経営状況の安定化など厳しい課題に直面しているものの、公立病院として、町民の命と健康を守るという強い使命を持ち、町の医療体制の中核施設として、町内医療機関や介護福祉施設等の関係機関と連携強化を図り、地域に密着した保健医療を提供してまいります。

《産業が元気なまちづくり》

○中小企業支援

【中小企業支援】

町内経済は、エネルギー価格や原材料等の物価高騰、人手不足の深刻化等、大きく変化する社会経済の中で様々な課題に直面しております。

こうした中にあっても、新事業へのチャレンジや資金繰り支援、生産性向上に向けた設備投資等に取り組む事業者への支援を継続してまいります。

また、官民協働によるまちづくり及び地域課題解決を進めるため、中小企業・小規模事業者が、外部専門家や金融機関、行政等と連携して地域課題の解決に向けて取り組む事業や社会実験に対して必要な支援を行ってまいります。

【多業種交流による産業振興・D Xの推進】

多様な働き方や起業・創業に関わる相談受付やセミナーを、産業振興センターやコワーキングスペースを中心に開催し、新たなビジネスの創出や異業種共創に取り組んでまいります。さらに、地域消費に係るD X化の支援とデジタル行政ポイント付与に継続して取り組みます。この取り組みを町民のデジタル技術活用力向上につなげ、D Xによる商業分野活性化を推進してまいります。

○観光資源の整備と活用、インバウンド、国内観光者増加への取り組み

【観光の振興】

町の魅力ある資源を活用したイベントとして、桜まつり・青竹ちょうちんまつり・たかはたイルミネーション・冬まつりなど、高畠の四季を通したイベントを開催し、町民をはじめ観光客の満足度を高めていくとともに、町内への消費喚起になる事業に取り組んでまいります。また、近年人気が高まっている瓜割石庭公園を中心に歴史公園、亀岡文殊、犬猫やすらぎの郷公園など、点在している観光資源を、魅力ある一日周遊コースとして結び付け、インバウンドも視野に入れた誘客宣伝活動を推進してまいります。加えて、これまでも課題であった二次交通の整備として、高畠駅を起点としたタクシー周遊プランの拡大にも取り組んでまいります。

○ブランド戦略・ふるさと納税活用による活性化

【ふるさと納税返礼品の農産物活用の拡大】

町のふるさと納税寄付金額は、全国の方々からご支援をいただき5億円を超えるまでに拡大し、町の取り組みや自慢の特産品を知っていただく貴重な機会となっております。

総務省によるふるさと納税制度の改正や、ルールの厳格化が図られているものの、令和6年の全国の自治体に寄付された総額は1兆円を超え、4年連続で過去最高を更新し、国内においても注目を集める市場となっております。

この機会を好機と捉え、全国の方々に応援し選んでいただけるよう、町の魅力発信や返礼品取扱事業者及び商品数の拡大に努め、ふるさと納税制度を活用した町内産業の活性化を今後も継続して推進してまいります。

【ブランド戦略】

令和4年度からJ R東日本と連携し実施している海外プロモーション事業では、台湾をターゲット国とし、インバウンドの誘客及び町内特産品の海外販路拡大を目的として実施しております。

町の食文化や観光スポットを巡るインバウンド向けの旅行商品の造成や、台湾産米を使用して醸造した日本酒の開発は、J R東日本主催の第1回地域共創アワードや公益社団法人日本観光振興協会等が主催する第8回J A P A Nツーリズムアワードに入賞するなど高く評価をいただき、注目を集めている状況にあります。今後も、J R東日本と連携したプロモーションを軸にしながら、台湾における当町の認知度向上、そしてインバウンドや海外輸出額のさらなる拡大、ファンの定着に向けて取り組み、地域産業の活性化に繋げてまいります。

○企業誘致の取組み

【企業誘致の取組み】

人口減少、そして若者の首都圏への人材流出に歯止めがかからない中、持続可能な社会を構築するためには、地元で良質な雇用の場を創造することがますます重要となってまいります。企業誘致については、地域経済の活性化に大きく寄与し、雇用創出や若者の移住・定住の促進、新たな産業創出など、多くのメリットがあります。

町では、（仮称）高畠スマートインターチェンジの設置を好機と捉え、産業用地確保の取組みを進めるとともに、関係機関と連携しながら企業誘致に関する情報の収集・発信に努めてまいります。

○農業の担い手支援、生産基盤の強化

【農業の振興】

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や「遊休農地」いわゆる、耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組みを、令和6年度末に策定した「地域計画」を基に、地域単位での話し合いにより、地域農業の現状と課題や方針等についての議論を進めてまいります。併せて、農地の集約を推進するため、農地の基盤整備事業にも積極的に取り組んでまいります。

一方、農業従事者の平均年齢が70歳に差し掛かり、担い手不足がより深刻化する中、新規就農者の確保は重要な課題であります。

国の新規就農者育成総合対策事業等や町の独自支援事業を活用しながら、農業研修生受入協議会など関係機関と連携を図り、就農者の確保と経営開始支援を強化してまいります。

【有機農業の推進】

平成20年度に制定した「食と農のまちづくり条例」の基本理念に基づき、町民総参加による「食と農のまちづくり」を達成するため事業を推進してまいりました。

昨年度改定した第2期豊穰の郷づくり基本計画を基に、地域資源の活用と町民の健康を守り、食育・地産地消、食の安全、環境保全型農業の推進により、魅力ある農林業が息づき、農商工が連携した食と農のまちづくりをめざしてまいります。

【有害鳥獣対策】

有害鳥獣による農産物への被害は減少傾向となっておりますが、被害額の半数をイノシシが占めており、依然として農家経営に大きな影響を及ぼしています。鳥獣被害防止総合対策交付金や鳥獣被害対策推進事業を活用し、有害鳥獣の追い払い駆除や緊急捕獲経費、

電気柵の設置など支援を継続してまいります。

【米政策】

地球温暖化が懸念される今、農業の持続的発展と自然循環機能の維持・増進を図ることが命題となっています。その対策として、有機農業ほ場のエリア拡大、家畜排せつ物の有効活用及び地球温暖化ガスを地中に閉じ込める秋耕など、環境保全に効果の高い営農活動を支援してまいります。

人口減少と多様な食文化による米離れが進む中、「生産の目安」を維持しながら品質が良い米を作り続けることのできる環境整備と販路拡大を進め、高畠ブランド米の確立に尽力してまいります。

【生産力強化】

気候変動による自然災害に負けない産地づくりと、町の強みである果樹等の園芸振興をめざし、国・県の補助事業を活用した生産量強化のための施設整備に対する支援を継続して行ってまいります。また、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、これまで共同活動で支えられてきた農地や水路等の農業用施設などの農村環境の保全を引き続き進めてまいります。

【森林利活用】

町には豊富な森林資源がありますが、林業従事者不足や山林の境界の不明確、国内産木材の需要減少等により森林の荒廃が進んでいる状況であります。

森林資源の利活用に向け、森林環境譲与税等を活用し、境界の明確化を進めるなど森林整備の推進を図るため資源解析を実施いたします。また、やまがたみどり環境税を財源に、町内小学校、中学校、高等学校並びに町内遊戯施設における木育授業等に継続して取り組んでまいります。

《安全・安心なまちづくり》

○インフラの計画的な整備

【地域社会を支える生活基盤の整備促進】

(仮称)高畠スマートインターチェンジの工事を継続して実施してまいります。令和7年度は東北中央自動車道の本線と接続する町道の切り回し工事がほぼ完成し、インターチェンジとしての「上り」と「下り」車線の全容が見えてまいります。

スマートインターチェンジの効果は、物流の効率化による企業誘致と雇用拡大をはじめ

として、観光交流人口の拡大による経済効果が大きく期待されることから、事業の早期完成をめざしていきます。

また、令和元年度の台風により甚大な被害が発生した和田川下流域において、国土交通省と県が連携して進めている国道 13 号津久茂橋架替事業並びに和田川改修事業については、用地交渉と河川改修工事が順調に進んでいます。町では、地域住民の協力を得ながら関係機関との連携を図り、事業の促進に向けて取り組んでまいります。

【上下水道事業】

水道事業については、高畠地区中心部の水道管の更新事業は令和 6 年度で完了し、第 2 水源地廃止を視野に入れた水圧低下解消事業について、継続して取り組んでまいります。また、新庁舎建設に併せ中央管理施設の監視機能を新庁舎へ移設し、災害時に備えた強化を図ってまいります。

下水道事業については、令和 6 年度から地方公営企業へ移行しました。経営の更なる健全化と持続可能な事業運営を図るため経営戦略の見直しを行います。

○新庁舎・亀岡地区公民館完成、行政サービスの向上

【新庁舎・亀岡地区公民館完成】

令和 7 年 5 月に新庁舎が開庁します。旧役場庁舎、中央公民館、げんき館で行っていた行政サービスを 1 つの建物内で行うことによる利便性の向上、これまで以上の各課の連携を図り、より一層の行政サービスの向上に努めてまいります。また、現庁舎の解体及びその跡地整備等も計画的かつにすみやかに行なってまいります。

また、新しい亀岡地区公民館が 4 月に開館します。耐震機能を高めるなど防災対策を強化するとともに、大幅な省エネとなる構造にするなど環境に配慮したよりエネルギー自立度の高い施設となります。これまで以上に多くの皆様にご利用いただき、地区の拠点となるような施設を目指してまいります。

【和田地区公民館改築に向けて】

和田地区公民館の改築に向けた（仮称）準備検討委員会を設置し、用地調査や地元産材を活用した設計業務を進めてまいります。

○教育環境の検討

【小学校の教育環境】

町内の出生数の激減など、今後、学校が直面する諸問題に正面から向き合い、理想とす

る学校像、将来を見据えた教育ビジョン、町の財政状況等を総合的に勘案し、未来を担う子ども達を健やかに育んでいく教育環境の議論を進めてまいります。

○ゼロカーボンの推進

【ゼロカーボンの推進】

地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの排出量削減は、早急に対処すべき大きな課題であります。将来にわたって、安心して住み続けられるまちづくりを行うため、「第3次環境基本計画」及び、「第2次地球温暖化対策実行計画」に基づき、町民や事業所と連携しながら「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組みを進めてまいります。

町民や事業所に対しては、脱炭素社会の実現に向けた啓発活動や再生可能エネルギー設備の導入支援を継続して実施いたします。公共施設においては、照明器具のLED化等の省エネルギー化を推進してまいります。

【循環型社会実現に向けた取組み】

環境への負荷が少ない循環型のまちづくりをめざし、資源の有効活用、食品ロスやプラスチック廃棄物等の削減など、ごみの発生抑制、再利用、再資源化事業を継続して推進してまいります。

特に、現在プラスチック製容器包装は容器包装リサイクル法に基づき、資源として分別・回収・リサイクルを行っておりますが、不燃ごみであるプラスチック製品についてもリサイクル化の調査・研究を引き続き置賜広域行政事務組合とともに進めてまいります。

○防災・危機管理体制の強化

【災害への備えと災害対応能力の向上】

大雨の発生頻度と総雨量は共に増加傾向にあり、河川の増水や内水氾濫への対策が急務となっております。国土交通省や県及び最上川流域市町村と連携した最上川流域治水対策を実施し、平時からの備えを意識した総合的な対策を推進してまいります。

砂川の水位上昇に伴う住宅地の内水氾濫対策として整備を進めている貯水施設の早期完成を図るなど国や県、関係団体と連携した河川周辺地域の浸水被害防止のためのハード整備を推進してまいります。

また、令和6年度に示された県管理中小河川の浸水想定区域及び土砂災害が発生するおそれのある地点を追加した防災マップを作成し、災害のリスクを積極的に周知することにより、適切な避難行動を促し、町民の安全の確保を図ってまいります。

災害による被害を最小限に抑えるためには、町民一人ひとりが災害から身を守る力を付けること、そして、地域全体が助け合う仕組みをつくることが重要です。自主防災組織の

訓練や研修等への支援をさらに強化し、防災意識の高揚と災害対応能力の向上に繋げてまいります。

自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などのいわゆる避難行動要支援者の避難対策について、福祉関連機関と連携して地域での見守り・避難時の支援体制を確立するとともに、福祉避難所の指定を推進し、個別避難計画の実効性の確保を図ってまいります。また、能登半島地震で再認識された避難施設の環境整備の重要性に鑑み、避難施設の住環境の再点検を行い、必要な環境整備を推進してまいります。

【消防団】

消防団については、地域における防災の要としての役割が期待される反面、団員の確保が課題となっています。地域や学校での防火活動の普及啓発を通し、町民に頼りにされる消防団を目指すとともに、消防団活動の理解に向けたPR活動を進め、団員の確保に継続的に努めてまいります。

【交通安全・防犯】

交通安全及び防犯対策については、交通事故や犯罪の発生を抑止するため、警察や関係団体と緊密な連携のもと、運動や活動を強化し、交通安全及び防犯意識の一層の浸透に努めてまいります。また今年度は、「第12次高畠町交通安全計画」を策定し、交通安全に関する施策を積極的に実施してまいります。

重大事件や犯罪は、誰もががある日突然犯罪被害に巻き込まれる恐れがあります。全ての町民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、「犯罪被害者等支援条例」に基づき犯罪被害者等への支援に取り組んでまいります。

一方で犯罪や非行をした人が更生し、円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、再犯を防止し町民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「再犯防止推進計画」を策定してまいります。

OSDGsの推進

【共生社会の推進】

一人ひとりが他者との違いを認め、正しく理解することで、共に認め、支え合える共生社会の形成に取り組んでいくとともに、虐待、DV、いじめ及びハラスメント等の人権侵害を防止するための取り組みを進めてまいります。

【衛生的な生活環境の保全】

野良猫の増加や多頭飼育で発生しがちな管理されていない猫に関する苦情が増えており

ます。これらの問題は動物への影響だけでなく周辺の生活環境や飼い主自身の生活状況にも影響を与えることから、野良猫等の避妊、去勢手術費用の助成による地域猫活動の推進など、関係機関や地域住民、団体と連携した野良猫を増やさないための対策事業を実施してまいります。また、猫の適正飼育推進のため近隣市町やボランティア団体と連携を図り、猫の譲渡会を開催してまいります。

【空き家対策】

空き家については、日常管理が行われず老朽化の進行に伴う管理不全空き家の増加により、町に対する苦情相談が増える傾向にあります。危険空き家等除却事業補助金制度により、空き家を減らす取組みを継続して行ってまいります。また、空き家バンク制度の情報発信に努め、制度の活用を推進してまいります。

○地域公共交通

【公共交通】

地域公共交通計画の策定が全ての地方公共団体で努力義務化されたこと、山形県地域公共交通計画が、令和8年度を初年度とする次期計画を策定することに合わせて、「（仮称）高畠町地域公共交通計画」の策定を進めてまいります。計画において、現状の課題を整理し、将来の町の地域公共交通のあり方や、基本的な方針を定め、県や近隣市町との広域的な連携も含め、施策を展開し、「町民の足」の確保に努めてまいります。

また、令和5年9月から令和6年8月まで実施したデマンド交通による公立置賜総合病院延伸便の実証実験の結果を受け、令和7年度は、車の共同利用による移動支援等の試験的な取組みや、高齢者等移動手段が困難な対象者に対して通院支援事業を実施してまいります。

《効率的な行財政運営》

○DXの推進

【行政事務のデジタル化の推進】

令和4年度に策定した「第1期高畠町DX推進計画」に基づき、行政手続きの簡素化・効率化、行政課題の解決に向けて継続して取り組んでまいります。

町では、住民票等、諸証明のコンビニでの交付や一部行政手続きのオンライン化を行っております。さらに、職員が行う定型的な業務の自動化も進めております。

新庁舎移転に合わせ、将来的なフリーアドレスでの業務対応や、各種会議のペーパーレス化を実施し、作業効率の向上や労務負担の軽減を図ってまいります。

さらに、自治体情報システムの標準化・共通化については、令和7年度中にガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ円滑に移行し、人的、財政的な負担の軽減を図り、オンライン申請等をさらに進めるためのデジタル化の基盤を構築してまいります。

今後、DXの推進によるサービスの拡充はもちろんですが、住民や行政の安心・安全を守るためには、これまで以上にセキュリティの確保が重要です。住民情報や行政情報の厳重な管理と保護を徹底し、住民の方と行政側でデジタルを活用したより密接な連携に繋がるよう環境構築に努めてまいります。

【人材育成】

新庁舎への移転を見据え、令和6年4月から新たな組織体制により準備を進めてまいりました。新庁舎移転を契機として、今まで以上に機動力のある組織をめざし、横の連携を柔軟に図りながら、良好なコミュニケーションのある風通しの良い職場環境づくりを進めてまいります。

人材育成の面については、時代の変化を捉えながら情報を収集する能力、データを分析する能力、発想力や様々なアイデアや意見を取り込み粘り強く実行していく「政策形成能力」が求められております。これらの課題に組織として真摯に取り組み、町民の期待に応え得る人材の育成に引き続き努めてまいります。

【持続可能な行財政運営】

限られた予算と人員の中で、持続可能な行財政運営を行うためには、年々行政課題が増大していく中であっても、いかに「戦略的に縮小していくか」という視点が必要であります。人々の価値観や社会環境の変化を的確に把握し、前例踏襲のままやり続けるのではなく、施策が真に町民から求められている時代に即したものとなるよう、行政サービスのあり方について継続的に見直しを行ってまいります。

また、多様化・複雑化する住民ニーズや地域課題の解決について、その内容によっては、町が単独で行うのではなく、多様な担い手と取組みを進めてまいります。そのために、民間事業者やNPO等、地域団体等多様な主体と信頼関係を構築し、連携と協働を推進していきます。

行政サービスを行う上で限られた経営資源（ひと、もの、資金、情報等）を適正に配分かつ、有効に活用し、よりよい行政サービスを行って行くことが重要です。そのために、徹底したムダの排除、前例踏襲により続けられている事務を見直し、効率的・効果的な行政運営に努めていく必要があります。

開かれた町政により、町民から信頼される「持続可能な高畠町」であるため、取組みを進めてまいります。

◆結びにあたって

以上、令和7年度における町政運営の基本的な考え方と主な施策等について申し上げます。

変化の早い現代社会において、私たちの目の前には多くの課題が待ち受けています。そのような中であっても、今も未来も一人ひとりが「しあわせ」を感じられるまちづくりを実現するため、積極的に施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

あらためて、議会議員各位、町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和7年度の施政方針といたします。